

議案第134号

調停について

次の損害賠償額確定等調停事件について、次のとおり調停に応じるため、議決を求める。

平成25年9月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事件名 平成25年(ノ)第341号損害賠償額確定等調停事件
- 2 裁判所 大阪簡易裁判所
- 3 当事者 申立人  
[REDACTED]  
[REDACTED]

相手方

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

- 4 事件の概要 相手方本市の職員であった申立人は、入湯税の特別徴収義務者が一定期間入湯税に係る入湯客数及び税額（以下「入湯客数等」という。）を過少に申告することを許容したため、当該特別徴収義務者は、本来申告すべき入湯客数等を下回る入湯客数等を申告し続けていたところ、申立人は、本来申告されるべき税額への増額更正その他の措置を講ずべきであったが、何ら講じないまま放置したため、更正されるべき増額分の一部が更正期限の経過により徴収することができなくなった。そこで、相手方は、その徴収不能となった額の一部に相当する額の損害を被ったとして、申立人に対しその損害額の一部に相当する額を損害賠償金として所定期限内に支払うよう請求を行ったところ、

申立人が、損害賠償金の適正な金額及びその支払方法を定めることを求めて調停を申し立てたもの

## 5 調停条項の内容

- (1) 申立人は、相手方に対し、本件の損害賠償請求に係る和解金として、778万1144円（元金773万8740円及びこれに対する平成25年7月23日から同年8月31日までの年5分の割合による利息金4万2404円の合計金額）の支払義務があることを認める。
- (2) 申立人は、相手方に対し、前号の金員（778万1144円）を、平成25年10月31日限り、相手方に持参し、又は送金して支払う。ただし、支払に伴う費用については、申立人の負担とする。
- (3) 申立人と相手方は、申立人と相手方との間で、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 調停費用は、各自の負担とする。

（説明）

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。